

「北山村木質バイオマスを活用したエネルギー供給事業調査」
業務委託業者選定実施要領

1. 趣旨

本要領は、「北山村木質バイオマスを活用したエネルギー供給事業調査」における業務委託業者を選定するために実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 委託内容

別紙 仕様書 参照

3. 委託期間

委託期間は、契約の日から平成22年2月26日までとする。

4. 予算額

業務の委託に係る予算額は7,555,000円（税抜き）とする。

5. 資格要件

公募型プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）に必要な資格は、以下の掲げる事項のすべてに該当していることとする。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しないものであること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第16条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ないもの

キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるもの（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はそのものを代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用するもの

(2) 国税及び地方税を滞納していないもの

(3) 営業に関し法律上の登録又は許認可を受けているもの。ただし、その登録又は許認可を取り消されたものは除く。

(4) 北山村指名停止要綱に基づく指名停止、指名回避又は指名除外等の措置を受けていないこと。

6. 提出書類

提案者は、本実施要領に基づき、次に掲げる①～⑧の書類を1綴りとして、正本1部、副本5部を、平成21年10月13日（火）17時までに、9. の提出先まで持参又は郵送にて提出するものとする。

なお、②～⑧の様式は自由とし、(1) 提案関係書類は①を除きA4版で10頁以内とする。

(1) 提案関係書類

- ①参加申込書（別紙1）
- ②事業所概要
- ③同種・類似業務等の実績
- ④業務実施体制と主担当者の経歴
- ⑤業務の基本的な実施方針及び具体的な調査内容
- ⑥業務の実施スケジュール
- ⑦その他の提案

(2) 見積書

- ⑧見積書・内訳書

7. 選定方法

プロポーザル方式（企画提案書の内容により審査）にて選定する。

選定にあたっては、総合評価選定委員会を設置し、非公開による評価・採点を行い、各委員の評価点の合計点が最も高い提案者を本委託業務の随意契約者とする。

8. 質疑等

- (1) 本要領に質疑がある場合は、メールまたはファックスにて、10月8日午後5時までに9. の担当まで送信すること。
- (2) 各質疑については、10月9日までにホームページにて回答するものとする。
- (3) 企画提案書の作成等に要する費用は参加者の負担とし、提出書類は返却しない。

9. 提出先及び連絡先

北山村 総合政策課（担当：田岡・尾中）

住 所：和歌山県東牟婁郡北山村大沼42

電 話：0735-49-2331

F a x：0735-49-2207

E－m a i l：t-10384@vill.kitayama.wakayama.jp

別紙1

平成 年 月 日

北山村長 奥田 貢 様

住 所
商号又は氏名
代表者職氏名

印

プロポーザル参加申請書兼誓約書

下記の業務委託に係るプロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて申請します。なお、本申請に関する内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 件 名

北山村木質バイオマスを活用したエネルギー供給事業調査

2 担当者連絡先

担当者所属		氏 名	
電話番号		FAX 番号	

北山村木質バイオマスを活用したエネルギー供給事業調査業務委託
仕様書

1 業務件名

北山村木質バイオマスを活用したエネルギー供給事業調査業務委託

2 発注者

北山村

3 業務委託期間

契約日から平成22年2月26日まで

4 業務内容

①木質バイオマス利用技術に関する調査

現在、村内の温浴施設「おくとろ温泉」には、重油ボイラーが導入されており、年間12,000リットルの重油が消費されている。これを木質バイオマスボイラーに代替するためのシステムについて調査・検討を行う。

また、村内の同様な公共施設等でも、今後利用可能なボイラーを調査・検討する。

なお、調査を実施するにあたっては、以下の点に留意すること。

- (a)チップやペレットではなく丸太でも利用でき、高効率なバイオマスボイラーシステムであること
- (b)メンテナンスが容易で、イニシャルコスト、ランニングコストが低いシステムであること
- (c)基幹産業である観光業に活用でき、村民参画型の仕組みが形成しやすいシステムであること
- (d)林業が停滞しているが森林資源の豊富な全国各地の中山間地域に強力に発信することが可能なバイオマス利用法が達成できるシステムであること

②木質バイオマス資源調達に関する調査

森林資源が豊富だが、林業が停滞している北山村にふさわしい、森林バイオマスの収集手法について、とりわけ村民参画型の収集の仕方、地域の各セクターの活動を振興することが可能な収集の仕方について、その手法、コスト、問題点などについて明らかにし、安定で確実なバイオマス利用を実現するための方策を調査・検討する。

③木質バイオマスシステム運用に関する調査

①、②項目に関連して、バイオマスエネルギー変換機器導入予定の村営施設および資源収集の運用体制についての検討を行い、事業化に向けた具体的な運用体制、導入、運用スケジュール、想定コストなどを調査・検討する。

④防災対応の検討

北山村の地理的特性に鑑み、災害発生時、エネルギー的に孤立する可能性の高い村域において、自立型のエネルギー供給システムが可能かどうかもあわせて検討する。

⑤委員会等の運営支援

調査にあたっては、「(仮称)北山村木質バイオマスを活用したエネルギー供給事業検討委員会」設置し、契約期間中に3回程度開催する予定である。また、委員による先進地視察を1回程度開催する予定である。

これら委員会等の開催に際しての資料作成、議事録の作成、その他必要な支援などを行う。

⑥報告書等の作成

上記調査結果を取りまとめた報告書を作成する。

また、近畿経済産業局では平成22年度に、「バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業」に係る成果発表の場が設けられる予定であることから、当該発表にかかる概要版を作成する。

5. 成果品

業務委託の成果品は次のとおりとする。

- ① 調査報告書 (電子媒体による原稿一式)
- ② 調査報告書概要版 (電子媒体による原稿一式)
- ③ その他、村が求める資料